

イギリス会社法における監査役制度に関する考察：
従属会社における少数株主保護の視点からの考察

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2015-09-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 坂本, 達也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009128

論 説

イギリス会社法における監査役制度に関する考察 — 従属会社における少数株主保護の視点からの考察 —

坂 本 達 也

I はじめに

結合企業法制度における従属会社の少数株主保護の検討は、会社法が取り組むべき課題である。支配従属関係が形成された後の従属会社の運営局面における従属会社の少数株主保護に関しては、支配会社が従属会社に対して不当な影響力を行使し、従属会社に損害が生じた場合に従属会社の少数株主が支配会社に対して損害賠償の責任を追及することは、重要な保護手段として必要である。このような従属会社に損害が生じた後の事後的な救済手段については、支配会社による従属会社への不当な影響力行使がなされたことを見つけ出す手段が従属会社ないし従属会社の少数株主にとって必要である。また、従属会社ないし従属会社の少数株主がそのような手段を有し、支配会社による従属会社への不当な影響力行使がなされたのか否かが従属会社において監査されるおよび従属会社の少数株主に開示されることは、支配会社による従属会社へのそのような影響力行使を抑止することも期待できる。したがって、支配会社による従属会社への不当な影響力行使がなされたのか否かを見出すための手段を設ける規制が必要である。このような規制には、従属会社にお

る開示事項を監査する監査制度がある¹。

イギリスにおけるCompanies Act 2006²(以下、2006年会社法という。)において監査役(auditor)の制度が規定されている(475条以下、1209条以下参照。)。ここでいう監査役は、会計監査を行うものである³。日本においては、イギリスの2006年会社法における監査役は日本の会計監査人に相当すると解されている⁴。しかし、日本の会社法における監査役は、会計監査も行うものであり、イギリスの2006年会社法における監査役は、会社の役員であるとも解されていることから⁵、本稿においては、イギリスの2006年会社法における監査役制度の考察から日本における監査制度について示唆を得たい⁶。

以上のように、本稿以下では、イギリスにおいて、制定法として存在する2006年会社法における監査役制度を考察し、従属会社の運営局面に関する監査制度について、日本法への示唆を得ることにする。

¹ このほか、この種の規制には、従属会社において開示すべき事項を規制する開示制度がある。

² 2006 c 46. 2006年会社法の翻訳として、本間美奈子=中村信男「イギリス2006年会社法(6)」比較法学43巻2号305頁(2009年)、中村信男=川島いづみ=菊田秀雄「イギリス2006年会社法(7)」比較法学43巻3号269頁(2010年)、本間美奈子=中村信男「イギリス2006年会社法(8)」比較法学44巻1号233頁(2010年)がある。

³ See, John Birds edited, Annotated Companies Legislation, (Oxford University Press, 3rd edition, 2013) at 503, 528 et seq, Paul L. Davies, Gower and Davies' Principles of Modern Company Law, (Sweet & Maxwell, 9th edition, 2012), at 799 et seq.

⁴ 江頭憲治郎『株式会社法』511頁注1(有斐閣、第6版、2015年)。

⁵ Geoffrey Morse et al edited, Palmer's Company Law (Sweet & Maxwell, 25th edition, 1992) at para 9. 599. 11, R v Shacter [1960] 2 Q.B.252 C.C.A., LexisNexis, Re Kingston Cotton Mill Company [1896] 1 Ch 6, LexisNexis, Re London and General Bank, Ltd (No 1) [1895-1899] All ER Rep 948, LexisNexis. See also, Mutual Reinsurance Company Ltd v Peat Marwick Mitchell & Co, Queen's Bench Division, Hearing-Dates: 21 June 1996, LexisNexis.

⁶ そのため、イギリスの2006年会社法におけるauditorは、「会計監査役」と訳されるようであるが、本稿では、auditorを単に「監査役」と訳すことにする。

II 2006年会社法における監査役制度

1 2006年会社法における計算書類の監査と免除

2006年会社法において、会社は、年度ごとに、計算書類の監査を受けなければならないとされる(475条1項)⁷。しかし、会社が小会社(477条)、または子会社(479A条)等である場合には、計算書類の監査は免除されるとされる(475条1項(a)(b))⁸。会社が監査を免除されるためには、取締役が貸借対照表に監査の免除の旨を記載しなければならない(475条2項)、会社が小会社または子会社等⁹(475条1項(a))である場合には、株主が会社が計算書類の監査を受けることを要求しないこと、および取締役が会計記録および計算書類の作成について2006年会社法上の要件への遵守についての責任を認めることという旨の記述を貸借対照表に記載しなければならないとされる(475条2項、3項)¹⁰。

小会社および子会社等の株主には、会社に対して計算書類の監査を要求する権利が与えられている(476条)¹¹。この場合における株主とは、発行済株式資本の額面額において合計10%以上を保有する株主、または種類株式が発行されている場合には、種類株式について発行済株式資本の額面額の合計10%以上を保有する種類株主である(476条2項)¹²。学説によれば、この権利は、小会社および子会社において少数株主が存在する場合に、少数株主を保護する手段として機能する¹³。

⁷ John Birds edited, supra note 3, at 503.

⁸ John Birds edited, supra note 3, at 503.

⁹ このほか、子会社等には休眠会社が含まれる(2006年会社法475条1項(a)参照)。

¹⁰ John Birds edited, supra note 3, at 503.

¹¹ John Birds edited, supra note 3, at 504, Paul L. Davies, supra note 3, at 804.

¹² Paul L. Davies, supra note 3, at 804. このほか、会社が株式資本を有さない場合には、当該会社の社員の数で10%以上の社員にも、監査要求の権利が与えられている(476条2項)。

¹³ John Birds edited, supra note 3, at 504, Brenda Hannigan, *Company Law* (Oxford University Press, 3rd edition, 2012) at 365. See also, Paul L. Davies, supra note 3, at

監査の免除(475条)に関しては、小会社および子会社の定義が規定されている。小会社とは、次のような会社である(477条、382条)¹⁴。すなわち、第一に、小会社の資格要件(382条3項参照。)が第一の事業年度において満たされている場合には、当該第一の事業年度に関して、当該会社は小会社としての資格を有する(382条1項)。第二に、後の事業年度に関して、当該会社は、次の要件を満たす場合に、小会社としての資格を有する。すなわち、その要件とは、資格要件が後の事業年度および前の事業年度において満たされること(382条2項(a))、資格要件が後の事業年度において満たされており、かつ当該会社が前の事業年度に関して小会社としての資格を有していたこと(382条2項(b))、または、資格要件が前の事業年度において満たされていて、かつ当該会社が後の事業年度に関して小会社としての資格を有していたことである(382条2項(c))¹⁵。第一の場合は、ある事業年度を第一の事業年度として、その事業年度に関して、会社が小会社としての資格を有するとされる要件である¹⁶。第二の場合は、後の事業年度に関して、会社が小会社として資格を有するとされる要件である¹⁷。第一の場合および第二の場合により、小会社の資格の期間が定められ、2年連続の事業年度に関して小会社の資格が認められる¹⁸。第二の場合に関しては、(1)前の年度と後の年度において資格要件が満たされる場合、(2)後の事業年度において資格要

804.

¹⁴ 477条は、小会社の資格について382条1項から6項により判断する旨規定する。382条7項には、親会社が小会社の資格を有するの否かについて規定するが、同規定は、477条の小会社の資格のために適用されない。これは、グループ内の会社について個別の異なる規定として、479条が設けられているからである。John Birds edited, supra note 3, at 506.

¹⁵ John Birds edited, supra note 3, at 378 et seq.

¹⁶ Paul L. Davies, supra note 3, at 754. ある会社が最初の事業年度にある場合には、その事業年度が第一の事業年度とされる。Paul L. Davies, supra note 3, at 754.

¹⁷ John Birds edited, supra note 3, at 378 et seq.

¹⁸ See, John Birds edited, supra note 3, at 378, Paul L. Davies, supra note 3, at 754 seq.

件が満たされており、かつ前の事業年度に関して、会社が小会社としての資格を与えられていた場合、(3) 資格要件が前の事業年度において満たされていて、かつ会社が後の事業年度に関して小会社としての資格を与えられていた場合において、会社は、小会社としての資格を与えられる¹⁹。(2)における前の事業年度および(3)における後の事業年度については、資格要件の充足が問われているのではなく、それらの事業年度の直前の事業年度に関して資格要件が充足されていることを前提として、会社が小会社としての資格を有することが問われている²⁰。学説によれば、第二の場合が上記のように規定されている趣旨は、会社が事業年度ごとに小会社としての資格を有するまたはそれを有さないという不安定な状況が起きないようにすることである²¹。

資格要件とは、事業年度において、(1) 売上が650万ポンドを超えないこと、(2) 年度の貸借対照表の総資産が326万ポンドを超えないこと、および(3) 従業員の数が50人を超えないことである(382条3項)²²。事業年度において、これら3つの要件全てが満たされる必要はないが、2つ以上が満たされることが求められる(382条3項)²³。学説は、資格要件は各年度において同じものが満たされる必要はないと述べる²⁴。

以上のように、382条によれば、会社が小会社の資格要件を満たすまたは小会社としての資格を有する期間において小会社としての資格を有し、

¹⁹ See, John Birds edited, *supra* note 3, at 378 et seq, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 754 et seq.

²⁰ See, John Birds edited, *supra* note 3, at 379, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 755.

²¹ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 755. 学説によれば、会社が1年目の事業年度において資格要件を満たし、2年目の事業年度において資格要件を満たさず、しかし、3年目の事業年度において資格要件を満たす場合には、その会社は、これら3年間において小会社としての資格を有するとされる。Paul L. Davies, *supra* note 3, at 755, footnote 15.

²² Paul L. Davies, *supra* note 3, at 803 et seq.

²³ John Birds edited, *supra* note 3, at 378.

²⁴ John Birds edited, *supra* note 3, at 379.

477条に基づき、475条の監査の免除が認められる。

小会社は監査を免除されうるが、小会社が公開会社である場合には、監査の免除は認められない(478条(a))²⁵。また、グループ会社²⁶に関しては、次の場合を除き、会社は、小会社の監査の免除を認められないとされる(479条)²⁷。その場合とは、第一に、グループが事業年度に関して小グループとしての資格を有し、かつその年度のいつの時点においても非適格のグループ²⁸ではなかった場合(479条1項(a))、第二に、会社がグループ会社であった事業年度全体の期間を通じて、その会社が子企業²⁹でありかつ休眠状態であった場合である(479条3項)³⁰。ここでい

²⁵ See, John Birds edited, supra note 3, at 506 et seq, Paul L. Davies, supra note 3, at 804, Geoffrey Morse edited, Palmer's Company Law: Annotated Guide to the Companies Act 2006 (Sweet & Maxwell, 2nd edition, 2009).

²⁶ 学説によれば、小会社がグループのメンバーである場合には、監査の免除を受けるためには、グループ会社に関して定める479条の要件を満たす必要がある。See, John Birds edited, supra note 3, at 505 et seq.

²⁷ このほか、小会社としての資格に基づく監査の免除(477条)とは別に、欧州経済領域の参加国の法に基づいて設立された親企業を持つ会社に関して、個別の計算書類の監査について2006年会社法の要件が免除される(479A条参照)。

²⁸ 非適格のグループには、グループのメンバーに公開会社が含まれているグループがある(479条5項(b)、384条2項参照。)

²⁹ 親企業および子企業については、後掲注(31)参照。

³⁰ グループが事業年度に関して小グループとしての資格を有するか否かは、2006年会社法383条に規定されており(479条5項(a)、383条参照)、会社が小会社か否かの規定と同様の考え方が採用されている。すなわち、グループは、親会社の第一の事業年度に関して、資格要件(383条4項参照。)がその事業年度において満たされる場合に小グループとしての資格を有する(383条2項)。グループは、次の場合において、親会社の後の事業年度に関して小グループとして資格を有する(383条3項)。その場合とは、資格要件が後の事業年度および前の事業年度において満たされる場合、資格要件が後の事業年度において満たされており、かつグループが前の事業年度に関して小グループとしての資格を有していた場合、資格要件が前の事業年度において満たされており、かつグループが後の事業年度に関して小グループとしての資格を有していた場合である(383条3項)。資格要件は、(1)売上高の合計が正味の額で650万ポンドを超えないこと(または総額で780万ポンドを超えないこと)、(2)貸借対照表上の総資産額の合計が正味の額で326万ポンドを超えないこと(または総額で390万ポンドを超えないこと)、および(3)従業員の総数が50人を超えないことであり、グループがこれらの3つのうち2つ以上を事業年度において満たすことが資格要件を満たすことであるとされる(383条3項)。

うグループ会社とは、親会社³¹または子企業であり（479条4項（a））、グループ会社との関連で、グループとは、当該グループ会社および全ての関連企業のことであり（479条4項（b））、関連企業とは、一方の企業が他方の企業の子企業である場合、または両方の企業が第三の企業の子企業である場合におけるその一方の企業と他方の企業のことである（479条4項）³²。

以上のように、グループが事業年度において小グループとしての資格を有する場合には、グループのメンバー会社は、親会社であるのかまたは子企業であるのかを問わず、小会社に基づく監査の免除が認められる³³。しかし、グループのメンバー会社に公開会社が含まれている場合には、そのグループは小会社としての資格を有さず、グループのメンバー会社は、小会社に基づく監査の免除を認められない（479条1項、384条2項参照）³⁴。

³¹ 親会社とは、親企業を意味するとされる（2006年会社法1173条1項）。企業（undertaking）は、法人、パートナーシップ、利益を目的とするか否かにかかわらず、取引または事業を行う法人格を有さない団体である（1161条参照。）。次の場合の企業は、他の企業に対して親企業とされ、当該他の企業は子企業とされる（1162条参照）。（1）当該他の企業において議決権の過半数を保有する企業、（2）当該他の企業の社員であり、かつ取締役会の過半数の取締役を選任または解任する権利を有する企業、（3）当該他の企業の定款の定め、または支配契約により、当該他の企業に対して支配的な影響力を行使する権利を有する企業、（4）当該他の企業の社員であり、かつ他の社員との合意により、当該他の企業の議決権の過半数を単独で支配する企業（以上、1162条2項）、（5）当該他の企業に対して支配的な影響力または支配を、行使する力を有するまたは実際に行使する企業、（6）当該他の企業と一体的に経営する企業（以上、1162条4項）。See, John Birds edited, *supra* note 3, at 1142 et seq, at 1149, Geoffrey Morse edited, *supra* note 25, at 955 et seq, at 962 et seq.

³² See, John Birds edited, *supra* note 3, at 508 et seq.

³³ See, John Birds edited, *supra* note 3, at 508.

³⁴ See, John Birds edited, *supra* note 3, at 382.

2 監査役の機能

監査役は、株主への年次計算書類の報告書を作成しなければならないとされ(2006年会社法495条1項)³⁵、その報告書において、監査役の意見として、年次計算書類が個別貸借対照表、個別損益計算書類およびグループ計算書類について真実かつ公正な概観を示しているのか否か等について、計算書類が作成される事業年度のための取締役の報告書における情報が年次計算書類と一致するのか否かについて、述べなければならないとされている(459条3項、496条)³⁶。上場会社の監査役は、前記の報告書において、取締役の報酬報告書についての監査対象の部分を株主に報告し、その監査対象部分が2006会社法上適切に作成されているのか否かを述べなければならないとされる(497条)³⁷。このほか、会社が別個のコーポレート・ガバナンス・ステートメント³⁸を作成する場合には、監査役は、前記の報告書において、そのステートメントにおける情報が年次計算書類と一致するか否かを述べなければならないとされる(497A条)³⁹。

前記の報告書を作成するに際して、監査役は、会社が適切な会計記録

³⁵ See, John Birds edited, *supra* note 3, at 529.

³⁶ See, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 801.

³⁷ See, John Birds edited, *supra* note 3, at 535.

³⁸ 別個のコーポレート・ガバナンス・ステートメントについては、538A条3項参照。金融サービス庁(Financial Services Authority)の開示と透明性規則(Disclosure and Transparency Rules)7章(Chapter 7)参照。See, John Birds edited, *supra* note 3, at 538, 570。上場会社の取締役は、コーポレート・ガバナンス・ステートメントを公表することが求められており、コーポレート・ガバナンス・ステートメントは、取締役の報告書に含まれる場合、または別個のコーポレート・ガバナンス・ステートメントとして公表される場合のいずれでもよいとされている。後者の場合においては、497A条により、監査役は、監査役の報告書において、監査役の意見として、財務報告の過程および株式資本構造に関する内部統制およびリスク・マネージメントの体制についての情報が、金融サービス庁の規則に従っているか否か、および年次計算書類と一致するか否かを述べることを求められるとされる。Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 5, at para 9.599.42.1.

³⁹ John Birds edited, *supra* note 3, at 535.

を維持しているか否か、個別の計算書類および上場会社の場合の取締役の報酬報告書が会計記録等と一致しているか否かについて調査しなければならないとされ(498条)⁴⁰、会社がコーポレート・ガバナンス・ステートメント⁴¹を作成しなければならないにもかかわらず、取締役の報告書にそのステートメントが含まれていない場合に、監査役は、報告書の作成に際して、コーポレート・ガバナンス・ステートメントが作成されているか否かを確かめなければならないとされる(498A条1項)⁴²。

監査役の権限として、監査役は、会社の帳簿および計算書類等いつでも入手することができ(499条1項)、また、監査役が必要であると判断する情報または説明について、会社の役員もしくは従業員およびイギリスにおいて設立された子会社の役員、従業員もしくは監査役、監査役が要求する情報等が関係する時点において上記のいずれかに該当する者等⁴³に対して提供を要求することができる(499条2項)⁴⁴。さら

⁴⁰ Geoffrey Morse et al edited, supra note 5, at para 9. 599. 68.

⁴¹ コーポレート・ガバナンス・ステートメントについては、538A条参照。また、これについて、前掲注(38)参照。金融サービス庁の開示と透明性規則7章参照。See, John Birds edited, supra note 3, at 538, 570.

⁴² Geoffrey Morse et al edited, supra note 5, at para 9. 599. 42. 1.

⁴³ このほか、監査役が情報提供を求めることができる者には、帳簿または計算書類等を保有する者等、イギリスにおいて設立された子会社、前記の子会社の帳簿または計算書類等を保有する者等、または監査役が要求する情報等が関係する時点において上記のいずれかに該当する者が含まれる(499条2項参照。)。学説によれば、帳簿または計算書類等を保有する者等とは、帳簿、計算書類および証拠書類を保有する者、または帳簿、計算書類および証拠書類について責任を負う者であり、例えば会社の会計の機能が外注されている場合において、会社の従業員ではない者を意味するとされる。監査役が要求する情報等が関係する時点において上記のいずれかに該当する者とは、監査役が情報提供を求める時点においては、上記の者ではないが、過去において上記の者に該当する者であり、例えば過去の従業員が監査役が求める情報提供者に含まれるとされる。John Birds edited, supra note 3, at 540.

⁴⁴ John Birds edited, supra note 3, at 539. 監査役は、会社の帳簿、計算書類および証拠書類(voucher)についての情報を取得する権限を有する(499条1項(a))。学説によれば、ここでいう証拠書類については、定義は置かれておらず、送り状(invoice)および領収書(receipt)等の取引を証明する、または取引の証拠を提供する書類であると一般的に理解されているとされる。John Birds edited, supra note 3, at 539.

に、監査役は、株主総会に関して、株主が受けることができる全ての通知を受けることができ、株主総会に出席することができ、監査役として出席する株主総会において意見を述べることができるとされる(502条2項)⁴⁵。このほか、私会社の監査役は、株主総会の書面決議に関して、株主に提供される全ての通知を受けることができるとされている(502条1項)⁴⁶。

以上は、2006年会社法において規定されている監査役の機能、職務および権限についてである。監査役の機能として、監査役は、会計監査を行うことを期待されており⁴⁷、それに伴う職務と権限が定められている。監査役の報告書については、監査を受けた会社は、各株主に対して写しを発送しなければならないとされ(423条1項参照。)、公開会社は、写しを株主総会において提示しなければならないとされ(437条1項参照。)、上場会社は、監査役の報告書の閲覧をウェブサイトにおいて可能にしなければならないとされる(430条1項参照。)⁴⁸。このように、監査役の報告書は株主に開示される。

3 監査役の選任と解任

2006年会社法において、監査役の選任は、私会社と公開会社に分けて規定されている(私会社につき、485条以下、公開会社につき、489条以下参照。)⁴⁹。私会社および公開会社の監査役は、取締役が計算書類の監査は要求されないという理由により監査役の選任は要しないと合理的に

⁴⁵ See, Geoffrey Morse edited, *supra* note 25, at 482.

⁴⁶ See, Geoffrey Morse edited, *supra* note 25, at 482.

⁴⁷ See, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 799 et seq.

⁴⁸ John Birds edited, *supra* note 3, at 442, 449, 455. 株主に開示される書類は、監査役の報告書のほかに、上場会社ではない会社では計算書類、取締役の報告書であり、上場会社では、これら書類に加えて、取締役の報酬報告書である(471条参照。) John Birds edited, *supra* note 3, at 494.

⁴⁹ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 817 et seq.

決定する場合を除き⁵⁰、毎事業年度のために選任されなければならないとされる（私会社につき、485条1項、公開会社につき、489条1項）⁵¹。私会社および公開会社のいずれにおいても、選任権は、取締役または株主にある（私会社につき、485条、公開会社につき、489条参照。）⁵²。私会社および公開会社の取締役が監査役を選任することができるのは、限られており、最初の監査役を選任する場合、会社が監査の免除を受けていたため、監査役を選任していなかった期間を終えた後に監査役を選任する場合、および偶発的に欠員となっている監査役を選任する場合である（私会社につき、485条3項、公開会社につき、489条3項）⁵³。私会社においては、株主は、普通決議により⁵⁴、公開会社においては、株主は、計算書類の議題がある株主総会において⁵⁵、普通決議により、監査役を選任することができる（私会社につき、485条4項（a）、公開会社につき、489条4項（a））⁵⁶。このほか、私会社および公開会社のいずれにおいても、株主は、会社が監査役を選任すべきであった、または取締役が監査役を選任する権限を有していたにもかかわらず、監査役を

⁵⁰ 学説によれば、この場合の例は、小会社等としての監査の免除（457条）の見通しがある場合であるとされる。John Birds edited, *supra* note 3, at 519, 524.

⁵¹ John Birds edited, *supra* note 3, at 519, 524.

⁵² このほか、私会社および公開会社のいずれにおいても、会社が監査役を選任をしなかった場合において、国務大臣が監査役を選任することができる（私会社につき、486条、公開会社につき、490条参照。）。

⁵³ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 817 et seq.

⁵⁴ 普通決議とは、単純多数決による決議である（282条1項参照）。普通決議とは、書面決議に関しては、議決権を行使することができる株主の総議決権の単純多数を有する株主による決議であり（282条1項参照）、総会における挙手による決議に関しては、議決権を行使することができる者が行使した議決権についての単純多数による決議であり（282条2項参照）、総会において投票がなされる場合の決議に関しては、その決議について、自ら、代理により、または事前に議決権を行使する株主の総議決権について単純多数を有する株主による決議である（282条3項参照）。

⁵⁵ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 796, 817, John Birds edited, *supra* note 3, at 523. See also, Article 437, Companies Act 2006.

⁵⁶ John Birds edited, *supra* note 3, at 519, 523, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 5, at para 9.599.5, para 9.599.7.

選任していない場合に、私会社では普通決議により、公開会社では株主総会の普通決議により、監査役を選任することができる（私会社につき485条4項（b）（c）、公開会社につき、489条4項（b）（c））⁵⁷。

私会社においては、監査役の再任に関して、監査役が取締役により選任された場合、会社の定款が現実の再任を要求する場合、株主が再任を阻止する場合、株主が監査役が再任されるべきではないと決議する場合、取締役が特定の事業年度について監査役を選任すべきではないと決議する場合を除き、監査役が次の期のために選任されない場合には、直前の期の監査役が再任されたものとされる（487条2項）⁵⁸。この再任に関しては、監査役が再任されるべきではないという決議について議決権を行使することができる全ての株主の総議決権のうち、5パーセント（または定款によりこれより少ない割合を定める場合はその割合）の議決権を保有する株主は、阻止することができる（488条参照。）⁵⁹。

監査役の解任については、私会社および公開会社のいずれにおいても、監査役は、株主総会において普通決議により解任されうるとされ（510条）、この他の方法により監査役は解任されないとされる（510条4項参照。）⁶⁰。

以上では、監査役の選任と解任について見てきたが、監査役の選任については、一定の場合を除き、株主が監査役を選任するとされ、私会社

⁵⁷ John Birds edited, supra note 3, at 520, 524.

⁵⁸ Paul L. Davies, supra note 3, at 818, Geoffrey Morse et al edited, supra note 5, at para 9. 599. 6.

⁵⁹ Geoffrey Morse et al edited, supra note 5, at para 9. 599. 6.

⁶⁰ John Birds edited, supra note 3, at 549, Paul L. Davies, supra note 3, at 819, Geoffrey Morse edited, supra note 25, at 488 et seq, Geoffrey Morse et al edited, supra note 5, at para 9. 599. 16. 解任される監査役には、解任決議がなかったなら任期が満了するであろう株主総会または解任のために欠員を満たすことが提案される株主総会に関して、株主が受けることができる全ての通知等を受ける権利、前記株主総会に出席する権利および前記株主総会において監査役としての意見を述べる権利は認められている（513条、502条2項）。

では株主総会の開催は不要であるが、私会社および公開会社のいずれにおいても、普通決議により監査役は選任される⁶¹。監査役の解任は、私会社および公開会社のいずれにおいても、株主総会の普通決議によりなされる。以上のように、監査役の選任および解任については、株主による支配が及んでおり、したがって、支配会社による支配がなされうると言える⁶²。

4 監査役の資格

以上では、2006年会社法において監査と題した第16編（Part 16）に規定がある監査の免除、監査役機能および選任・解任の概略を見てきたが、同法においては、第42編（Part 42）に法定監査役の規定がある⁶³。第42編が設けられている趣旨は、適当に監督され、かつ適切に資格を与えられている者のみが法定監査役として選任されること、およびそのように選任される者による監査が、誠実性および適当な程度の独立性をもって適当に実行されることであるとされる（1209条）⁶⁴。学説によれば、同編の趣旨には、法定監査役の資格および監査役の独立性に関する規制を設けることが含まれる⁶⁵。2006年会社法1210条1項によれば、上述の第

⁶¹ John Birds edited, *supra* note 3, at 519, 523, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 817 et seq.

⁶² 支配株主の監査役への支配を強化につながりうる点として、監査役の報酬の決定がある。監査役が私会社においては株主および公開会社においては株主総会により選任される場合には、監査役の報酬は、普通決議により、または普通決議が定めた方法により決定されるとされている（492条1項）。この点について、学説によれば、監査役の報酬について公開会社では株主総会の決議が必要であり、私会社では株主総会の決議は不要であるとされる。Paul L. Davies, *supra* note 3, at 818. 監査役の報酬の決定については、John Birds edited, *supra* note 3, at 526, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 818, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 5, at para 9. 599. 37参照。

⁶³ See, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 809, Brenda Hannigan, *supra* note 13, at 363.

⁶⁴ See, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 809, Geoffrey Morse edited, *supra* note 25, at 986.

⁶⁵ John Birds edited, *supra* note 3, at 1171.

16編の規定に従って選任される監査役(私会社につき、485条、公開会社につき、489条)も法定監査役とされる⁶⁶。

法定監査役には、個人またはファームは2006年会社法の規定に従う場合に限りなることができるとされ(1211条(a)参照。)⁶⁷、認可監督団体の会員であり、かつその団体の規則により選任について資格があるという要件を満たす場合に、それらの者に法定監査役の選任についての資格が与えられる(1212条1項参照。)⁶⁸。法定監査役の選任についての資格がない者は、法定監査役として行動することができないとされる(1213条1項)⁶⁹。

法定監査役の独立性の要件について見ると、監査を受ける会社の役員または従業員(1214条2項(a))、および監査を受ける会社の関連企業の役員または従業員(1214条3項(a))は、監査を受ける会社の法定監査役として行動することができないとされる(1214条1項)⁷⁰。上述の関連企業とは、監査を受ける会社の親企業もしくは子企業、または監査を受ける会社の親企業の子企業である(1214条6項)⁷¹。法定監査役が任期の途中で独立性の要件に違反し、法定監査役として行動することを禁止される場合には、その者は、直ちに法定監査役を辞任しなければならず(1215条1項)、辞任の効果は直ちに生ずるとされ(1215条1項)、独立性の喪失により法定監査役を辞任したことを監査を受ける会社に対して書

⁶⁶ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 809, Geoffrey Morse edited, *supra* note 25, at 988.

⁶⁷ 個人およびファームのほか、会計検査院長官等も法定監査役になることができるとされる(1211条(b)参照。)。会計検査院長官等の定義については、1226条参照。

⁶⁸ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 810 et seq, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 5, at para 9. 513 et seq, para 9. 537 et seq.

⁶⁹ John Birds edited, *supra* note 3, at 1173, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 5, at para 9. 514, Geoffrey Morse edited, *supra* note 25, at 990.

⁷⁰ John Birds edited, *supra* note 3, at 1174, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 811, Geoffrey Morse et al edited, *supra* note 5, at para 9. 514.

⁷¹ 親企業および子企業については、前掲注(31)参照。

面で通知しなければならないとされる（1215条1項参照。）⁷²。

以上のように、法定監査役の独立性の点については、監査を受ける会社の役員および従業員のほか、その会社の親会社および子会社ならびにその会社の親会社の子会社の役員および従業員は、法定監査役になることができないとして、独立性の強化が図られている⁷³。

5 株主利益への不公正な侵害行為に関する規定に基づく救済

2006年会社法においては、不公正な侵害から株主を救済する制度（994条以下参照。）が設けられており、この制度は一定の場合の監査役の解任についても用いられる。すなわち、会社の業務が株主全体の利益または（少なくとも申請をする株主自身を含めた）一部の株主の利益に対して不公正に侵害する方法により現在行われているまたはこれまでに行われていることを理由に（994条1項（a））、株主は、命令を得るための申請を裁判所にすることができるとされており（994条1項）、これに関して、会計の取扱いまたは監査方法についての意見の相違の理由、またはその他の不当な理由によるその会社の監査役の解任は、一部の株主の利益に対して不公正に侵害するものとされる（994条1A項）⁷⁴。また、裁判所は、当該申請には十分な根拠があると認める場合には、適切であると判断する命令を与えることができるとされる（996条1項）⁷⁵。

⁷² John Birds edited, supra note 3, at 1175, Geoffrey Morse et al edited, supra note 5, at para 9.514, Paul L. Davies, supra note 3, at 812. 法定監査役が任期途中で法定監査役選任の資格を喪失する場合も同様である（1213条参照。）。すなわち、これに該当する者は、直ちに法定監査役を辞任しなければならない（1213条2項）、辞任の効果は直ちに生ずるとされ（1213条2項）、資格喪失により法定監査役を辞任したことを監査を受ける会社に対して書面で通知しなければならないとされる（1213条2項参照。）。See, John Birds edited, supra note 3, at 1173.

⁷³ See, Paul L. Davies, supra note 3, at 811 et seq.

⁷⁴ Paul L. Davies, supra note 3, at 820.

⁷⁵ See also, Paul L. Davies, supra note 3, at 741 et seq, 820.

994条1A項に関して裁判例の見解を見ると、*Re Sunrise Radio Ltd*⁷⁶事件において、裁判所は、次のような内容を述べる⁷⁷。たとえ問題の行為の効果が訴えている株主の投資の価値に影響を与えるとは言えない場合においても、不公正な侵害行為が認定されることはありうる。また、誠実に行動する取締役会が例えば会計の取扱いに純粹にかつ正当に合意しないこともありうるが、法が会計方法に関する行為の絶対的基準に重要性を置くことを反映して、意見の相違の理由による監査役の解任が不公正な侵害行為となることがある。この規定は、新しいものであるが、不公正な侵害行為となりうる行為について宣言的なものであると考えられる。そうであるなら、たとえ不公正な侵害行為が認められる場合においても、裁判所は必ずしも救済を与えるとは限らない。裁判所は、不公正な侵害行為が裁判所の介入を正当化するために十分な程度には重大ではない、または裁判所の介入は限定的としうると判断することもありうる。裁判所は、以上のように述べる⁷⁸。

このように裁判所の見解は、監査役の解任が不公正な侵害行為となりうるとするが、監査役の解任について救済は認められないこともありうるとする。その例として、裁判所は、誠実に行動する取締役会が純粹にかつ正当に監査役と意見を異にする場合における意見の相違に基づく監査役の解任を示す。上述の裁判例の見解は、上述の取締役会の誠実な行動の点、純粹性の点または正当性の点が否定される場合における監査役の解任までは含まれていないものと考えられ、支配株主の不当な影響力行使に基づいて取締役会が行動し、監査役と不当に意見を異にする場合における意見の相違による監査役の解任は裁判例の見解には含まれていないと解すべきであり、そのような監査役の解任は、不公正な侵害行為

⁷⁶ *Re Sunrise Radio Ltd, Kohli v Lit* [2009] EWHC 2893 (Ch).

⁷⁷ *Re Sunrise Radio Ltd, Kohli v Lit* [2009] EWHC 2893 (Ch), at para 10.

⁷⁸ *Re Sunrise Radio Ltd, Kohli v Lit* [2009] EWHC 2893 (Ch), at para 10.

による救済が認められうるとすべきであろう。

学説によれば、監査役は適当な理由によってのみ解任されるべきであり、会計の取扱いまたは監査方法についての意見の相違は解任のための適当な理由とはならないとする欧州指令⁷⁹の影響を受け、2006年会社法においては、不公正な侵害行為に対する株主の救済を定める994条が改正され、994条1 A項が設けられた⁸⁰。この説は、994条1 A項により、意見の相違または不当な理由による監査役の解任は、一部の株主の利益に対して不公正に侵害する行為とみなされると論じ⁸¹、裁判所が996条に基づいて監査役を元の地位に戻すために権限を行使することを要求する規定が存在しないことを指摘するが⁸²、994条1 A項は、少数株主への不公正な取扱いについて対応すると述べる⁸³。別の学説は、994条1 A項は、法定監査役は適当な理由によってのみ解任されるべきとすること、および取締役からの不当な圧力からの監査役の独立性を保護することを目的とする欧州指令を受けて設けられたものであり⁸⁴、この規定により、監査役ではなく、株主が救済を請求することができるとし⁸⁵、この規定による株主の救済に関して、裁判所の命令は、解任された監査役の選任、他の監査役の選任、または裁判所が適切であると判断するその他の救済に関連するであろうと述べる⁸⁶。

以上では、不公正な侵害行為に関する規定に基づく監査役の不当な解任について見てきた。同規定によれば、不公正な侵害行為に監査役の不

⁷⁹ See, Directive 2006/43/EC on statutory audits of annual accounts and consolidated accounts (OJL157, 9. 6 2006, p.87), Article 38.

⁸⁰ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 820.

⁸¹ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 820.

⁸² Paul L. Davies, *supra* note 3, at 820.

⁸³ Paul L. Davies, *supra* note 3, at 820.

⁸⁴ Brenda Hannigan, *supra* note 13, at 392.

⁸⁵ Brenda Hannigan, *supra* note 13, at 392.

⁸⁶ Brenda Hannigan, *supra* note 13, at 408, footnote 169.

当な解任を含め、その解任について、株主は保護されうる。監査役の解任は、制度として、いつでも株主総会の普通決議により可能であるとされている（2006年会社法510条参照。）ことからすれば、支配株主の影響力行使を受けた監査役の不当な解任について、少数株主は、不公正な侵害行為に関する規定により、救済を請求する手段を与えられていると言える。

Ⅲ 日本法への示唆

以下では、日本において結合企業法制度に関して立法論を提示する主な学説を概観し、その後、イギリスにおける2006年会社法における監査役制度に関する考察からの示唆を示すことにする。

江頭説は、支配会社および従属会社間の取引の公正確保の役割が本来期待されているのは、従属会社の監査役であるとし⁸⁷、従属会社の監査役の監査の実効性を確保するため、立法論としては、従属会社の監査役の支配会社からの独立性を担保する仕組みが必要であり、従属会社を経済的にも独立した会社であるがごとく行動させるための監査機構の独立性の確保が重要であると述べる⁸⁸。同説は、監査役の支配会社からの独立性の確保の仕組みとして、第一に監査役の資格、第二に監査役の選任方法が重要であると論ずる⁸⁹。そのうえで、同説は、大会社である従属会社の監査役の資格について規制する立場をとり⁹⁰、大会社の3人以上の監査役のうち1人以上は、その就任前5年間、当該会社、その従属会社、支配会社または姉妹会社の取締役、使用人でなかった者でなければ

⁸⁷ 江頭憲治郎『結合企業法の立法と解釈』120頁（有斐閣、1995年）。

⁸⁸ 江頭・前掲注（87）122頁以下。

⁸⁹ 江頭・前掲注（87）123頁。

⁹⁰ 江頭・前掲注（87）123頁。

ならないとする規制を設けるべきであると論じ⁹¹、特に社外監査役に
ついて支配会社等からの独立性の強化を図る趣旨の規制の必要性を述べる⁹²。
同説は、支配会社の影響から独立の人材が選任されることを担保する積
極的施策として、公益的な団体等が監査役として適当な人材のリストを
公表し、その中から各会社が1人以上の監査役を選任する慣行を作るこ
とがありうるとし⁹³、具体策として、監査役を選任を従属会社の株式公
開のための条件とする自主規制が考えられると述べ⁹⁴、大会社における
少数派代表の監査役をとり入れる監査役の選任方法に関して、株式が公
開され誰でもが市場で株式を買い集められる従属会社においてその選任
方法を導入することは、営業秘密の取得を目的とする等、従属会社の利
益にとって危険な株主に利用されるおそれがあり、少数株主に裁判所を
通さない権利行使方法を許容する制度は、常に濫用の可能性があるとし
て、否定的な立場をとる⁹⁵。このほか、同説は、従属会社の監査役の支
配会社に対する報告徴取権等の必要性を論ずる⁹⁶。

高橋説は、大規模な従属会社において少数派株主の保護を実現するた
めには、従属会社の監査機能を強化すべきであるとし⁹⁷、大株主である
支配会社の影響を受けやすい従属会社の監査役に、従属会社の少数派株
主保護の役目を担わせる場合、いかに監査役の独立性を確保するかが重
要な立法課題であると述べる⁹⁸。そのうえで、同説は、従属会社の監査
役の選任方法について規制する立場をとり、従属会社の監査役に少数派
株主の代表を置くという仕組みとして、従属会社の監査役の少なくとも

⁹¹ 江頭・前掲注(87)123頁。

⁹² 江頭・前掲注(87)124頁、125頁注45。

⁹³ 江頭・前掲注(87)124頁。

⁹⁴ 江頭・前掲注(87)124頁。

⁹⁵ 江頭・前掲注(87)125頁。

⁹⁶ 江頭・前掲注(87)129頁以下。

⁹⁷ 高橋英治『従属会社における少数派株主の保護』129頁(有斐閣、1998年)。

⁹⁸ 高橋・前掲注(97)129頁。

1名は支配会社の議決権が行使されない状態で選任されるべきであると論じ⁹⁹、江頭説の批判については、監査役の善管注意義務として、監査役は職務上知りえた営業秘密に関する情報を秘匿する義務を負うとして、濫用は一定程度防止できると述べる¹⁰⁰。

日本の会社法においては、社外監査役の要件として、当該株式会社の親会社等（自然人であるものに限る。）または親会社等の取締役、監査役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でないこと（2条16号ハ）、当該株式会社の親会社等の子会社等（当該株式会社およびその子会社を除く。）の業務執行取締役等でないこと（2条16号ニ）と規定する。

イギリスにおける2006年会社法においては、上述のように、監査を受ける会社の役員または従業員、および監査を受ける会社の親会社、子会社、または親会社の子会社の役員または従業員は、監査を受ける会社の法定監査役として行動することができないとされる。このように、2006年会社法における監査役の資格要件は、日本の会社法における監査役の兼任禁止規定（335条2項）と上述の社外監査役の要件とおおむね同様である。イギリスの2006年会社法においては、監査役は原則として株主または株主総会の普通決議により選任され、日本の会社法においても、監査役は株主総会において選任される。このように監査役の選任について、支配会社の影響が及ぶことになり、イギリスおよび日本の会社法のいずれにおいても、監査役の支配会社からの独立性が低いと考えられる¹⁰¹。従属会社の監査役の支配会社からの独立性を強化することは、支配会社からの影響力が弱い状態で従属会社の監査役は、支配会社からの影響力行使があったのか否かの点に関して監査をすることができるようになり、

⁹⁹ 高橋・前掲注（97）130頁以下、高橋英治『企業結合法制の将来像』172頁以下（中央経済社、2008年）。

¹⁰⁰ 高橋・前掲注（97）149頁注29、高橋・前掲注（99）173頁。

¹⁰¹ 江頭・前掲注（87）123頁、高橋・前掲注（97）129頁、高橋・前掲注（99）170頁。

したがって、従属会社における少数株主の保護を強化することにつながる。このように考えると、江頭説が採用する支配会社またはその支配会社の他の従属会社の取締役または支配人その他の使用人でなかった者という要素が社外監査役の要件に加えられるべきである。私見としては、親会社等（自然人であるものに限る。）または親会社等もしくは親会社等の子会社等（当該株式会社およびその子会社を除く。）の取締役、監査役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でなかったことという要件が加えられるべきであると考えられる。

上記の親会社等という定義に関しては、会社の取締役会が他の会社の指揮又は指図に従って行動することを常とする場合における当該他の会社という定義を親会社等に含めるべきであろうか¹⁰⁰。この点に関しては、この定義が完全に実質的な基準に基づいて判断がなされることから、会社の社外監査役の選任の決議がなされる際に、当該会社の取締役会が他の会社の指揮または指図に従って行動することを常とするのか否かを判断するのは難しい。したがって、この定義を親会社等の定義に含めることは望ましくないように考えられる。しかし、会社の取締役会が他の会社の指揮または指図に従って行動することを常とする場合において、当該他の会社の取締役等が前者の会社の監査役になっているのであれば、その監査役の独立性は低くなっていると考えられる。したがって、このような場合においては、前者の会社の株主は、その監査役を解任する命令を裁判所に請求することができるとする規制を設けるべきである。私見としては、次のような規制案を提案する¹⁰⁰。すなわち、会社の取締

¹⁰⁰ 会社の取締役会が他の会社の指揮又は指図に従って行動することを常とする場合における当該他の会社という定義は、影の取締役制度の考察より得たものである。この定義については、坂本達也『影の取締役の基礎的考察』352頁以下（多賀出版、2009年）参照。

¹⁰⁰ この規制案は、監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社に適用されるべきである。この場合、上記の規制案において、社外監査役は、監査等委員会設置会社にあつては、社外取締役である監査等委員、指名委員会等設置会社にあつては、

役会が他の会社の指揮又は指図に従って行動することを常とする場合において、当該会社の社外監査役が当該他の会社の取締役、監査役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人であるときは、当該会社の株主は、裁判所に対し、当該社外監査役を解任する命令を請求することができる¹⁰⁴。

江頭説は、上述のように、支配会社の影響から独立の人材が選任されることを担保する積極的施策を導入すべきであると論ずる。上述のように、イギリスの2006年会社法においては、法定監査役は、認可監督団体の会員であり、かつ当該団体の規則により選任の資格を有する必要がある。2006年会社法においては、認可監督団体は、法定監査役として選任されるための資格および監査の行為について規則を維持し、かつ実行することを期待されている（1217条1項参照。）。これによれば、認可監督団体の関与は、法定監査役の資格と監査行為の質の向上および維持に趣旨があると考えられる。以上からすれば、資格要件については、支配会社からの独立性の点、および監査の行為については、支配会社からの影響を受けないで行う監査という点の向上と維持を趣旨として、社外監査役について、江頭説が主張するような施策が検討されてよいように考えられる。

少数派代表監査役について、高橋説によれば、少数派代表監査役制度は、支配会社からの独立性について社外監査役のような特段の資格要件があるものではなく、支配会社が監査役の選任について議決権を行使することができず、少数株主が監査役を選任することにより、従属会社の監査役の独立性が確保されるという制度である。この制度に関しては、

社外取締役である監査委員と読み替える規制案が設けられるべきである。

¹⁰⁴ この株主の権利については、濫用の防止のために、一定の要件を課すことも考えられる。その場合、例えば、当該会社の株式を6か月前から引き続き保有する株主は、上記の規制案における命令を請求することができるようにすることが考えられる。

営業秘密の取得を目的とする等、従属会社の利益にとって危険な株主に利用されるという濫用の可能性について、高橋説は、監査役の善管注意義務により一定程度防止できるとする。しかし、これによれば、従属会社の監査役が監査役を退任し、従属会社を離れた後に情報を漏らすおそれは否定できない。したがって、少数派代表監査役制度の強制を実現するためには、情報漏えいの点について特別の規制を加える必要があると考えられる。いずれにしても、高橋説が主張する少数派代表監査役制度は、少数株主の利益保護を目的として監査活動を行うこととされており、従属会社における少数株主保護のために機能する余地は否定できず、同制度の採用について検討がなされるべきであろう¹⁰⁶。

江頭説および高橋説のいずれにおいても、上述の監査制度について一定程度の会社に限り適用する立場をとる¹⁰⁶。これは、小規模会社においては、少数株主自身により監査をするまたは自衛の手段をとることが考慮されているからである¹⁰⁷。また、イギリスの2006年会社法においては、上述のように、公開会社ではない小会社については、監査が免除される。これは、監査費用の負担を取り除く点も考慮されているからである¹⁰⁸。以上のことを考慮すると、私見としては、小規模会社においては、少数株主自身に自衛の手段を与えるようにすべきであるとする。上述の要件が加えられた資格要件を満たす社外監査役の選任については、少なくとも大会社は強制されるものとし、それ以外の会社においては、上述の要件が加えられた資格要件を満たす社外監査役の選任は任意とすべきであ

¹⁰⁶ 高橋説は、少数派代表監査役制度の強制が実現不可能である場合、監査役選任について累積投票の強制は、従属会社の少数派株主の利益を配慮した監査の制度的枠組みとして有効であると論じる。高橋・前掲注(99)175頁。累積投票の強制について、否定する立場として、江頭・前掲注(87)124頁以下。

¹⁰⁷ 江頭・前掲注(87)106頁、高橋・前掲注(97)131頁。

¹⁰⁸ 江頭・前掲注(87)106頁、高橋・前掲注(97)223頁以下、高橋・前掲注(99)265頁。

¹⁰⁹ Brenda Hannigan, *supra* note 13, at 805, Paul L. Davies, *supra* note 3, at 803.

る。

監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社については、会計監査人の設置が義務づけられていることから、これらの会社は一定程度規模を有していることを前提としているものと考えられ、また、これらの会社の監査等委員と監査委員の選任および解任は株主総会の決議による(329条1項、329条1項)ことから、これらの選任および解任も支配会社の影響が及ぶと言える。以上からすれば、上述の社外監査役の議論は妥当すると考えられる。社外取締役の要件について見ると、社外監査役同様の規定が置かれている(2条15号ハ、ニ)。これらの規定に、上述の社外監査役の要件同様のものを加えるべきである¹⁰⁹。この要件も加えた要件を満たす社外取締役が従属会社においては監査等委員または監査委員として選任されるべきである。

上述のように、江頭説は、報告徴取権および調査権として、従属会社の監査役は支配会社または姉妹会社に対して営業の報告を求めることができ、また、一定の場合には、裁判所の許可を得て支配会社または姉妹会社に対して業務および財産の状況を調査することができるはずであると論ずる。イギリスの2006年会社法においては、上述のように、監査役は、同人が必要であると判断する情報または説明の提供を一定の者に対して要求することができる。しかし、監査役は、江頭説が主張するような支配会社または姉妹会社に対して情報または説明を要求することができるとはされていない。したがって、イギリスの2006年会社法においても従属会社の監査役の支配会社または姉妹会社についての情報収集

¹⁰⁹ 支配会社またはその支配会社他の従属会社の取締役、監査役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でなかった者という要素が社外取締役の要件に加えられるべきであり、すなわち、具体的には、親会社等(自然人であるものに限る。)または親会社等もしくは親会社等の子会社等(当該株式会社およびその子会社を除く。)の取締役、監査役もしくは執行役もしくは支配人その他の使用人でなかったことという要件が加えられるべきである。

の権限は弱いと言える。そうであるとすれば、従属会社の少数株主保護の点を考慮するのであれば、支配会社および姉妹会社への監査役の情報収集についての権限の強化は必要であろう。

上述のように、イギリスにおける2006年会社法においては、会計の取扱いまたは監査方法についての意見の相違、またはその他の不当な理由による監査役の解任は、株主の利益に対して不公正に侵害するものとされ、その株主は、裁判所に救済を請求することができることとされている。これに関しては、意見の相違または不当な理由により監査役が解任された場合に、その監査役が救済を請求できるというのであれば、この規定は、監査役の独立性をより直接的に支えるためにあると言える。また、監査役がこの規定を頼りに少数株主の利益のために監査活動を行うというのであれば、この規定は監査役の独立性を支えるものであると言える。以上に加え、この規定は、少数株主の利益のために監査活動を行う監査役が意見の相違または不当な理由により解任されることは、少数株主の利益を侵害することになり、そのような株主に救済を与えるという趣旨のものと考えられる。以上のようにこの規定を解するのであれば、従属会社における少数株主を保護するために、同規定の示唆を日本の会社法にとり入れるべきである。私見としては、従属会社の監査役が不当な理由により解任された場合において、株主は、当該監査役を当該会社において再任させる命令を裁判所に請求できるものとし、裁判所は、当該監査役が少数株主の利益保護のために監査の職務を遂行していたにもかかわらず、支配会社の影響力行使に基づく不当な理由により解任されたことを認める場合には、当該監査役の再任を命ずることができるという趣旨の規定を設けるべきである¹⁰。支配会社の影響力行使に基づく不

¹⁰ 意見の相違も不当な理由に含まれるものとする。すなわち、監査役が意見の相違により解任されたことが、当該監査役が少数株主の利益保護のために監査の職務を遂行していたにもかかわらず、支配会社の影響力行使に基づく不当な理由により解

当な理由には、支配会社が自己の利益のために当該監査役の監査活動を妨害することが含まれ、これに関しては、支配会社が直接妨害することおよび従属会社の役員または執行役等に妨害させることが考えられる。上記の規定は、従属会社における株主に救済のための自衛の手段を与えるものであり、監査活動の妨害は、会社の規模、株式の公開性および会社の種類にかかわらず起こりうると考えられることから、同規定は、全ての会社に適用するものとすべきである^{III}。

また、上記の規定においては、支配会社には、会社の取締役会が他の会社の指揮又は指図に従って行動することを常とする場合には、当該他の会社を含むとすべきであろうか。この点に関しては、会社の取締役会が他の会社の指揮または指図に従って行動することを常とするという関係がこれら两会社間において認められる場合においては、前者の会社の取締役会が当該他の会社の指揮または指図に従って不当な理由により前者の会社の監査役を解任に追い込むことも否定できないと考えられる。したがって、支配会社に、上記の当該他の会社を含むことを肯定すべき

任されたと認められる場合には、監査役は不当な理由により解任されたとすべきである。

この規定の実現までにおいては、支配会社の影響力行使に基づく不当な理由により監査役が解任された場合については、当該支配会社が株主総会において当該監査役の解任について議決権を行使したときは、会社法831条1項3号に基づき、当該支配会社を同号における特別の利害関係を有する者とし、かつ著しく不当な決議がなされたとして、株主は、決議の取消しを請求できるものと解すべきである。

^{III} 監査等委員会設置会社および指名委員会等設置会社においても、同様とすべきである。この場合、監査役は、監査等委員または監査委員と読み替える必要がある。指名委員会等設置会社においては、監査委員は毎年株主総会において選任または再任されることから、少数株主の利益のために監査活動を行っていた監査役が再任されないという場合も起こりうる。しかし、この規定を設ける意義は残るのではないだろうか。上述のように、イギリスの2006年会社法においては、監査役は毎年選任される（私会社につき、485条1項、公開会社につき、489条1項）。従属会社の少数株主保護を考慮して、少数株主の利益のために監査活動を行っていた監査委員が不当な理由により再任されない場合を防止することを趣旨として、指名委員会等設置会社の監査委員については、この規定は解任の場合のみならず、監査委員が不当な理由により再任されない場合にも適用するとすべきである。

イギリス会社法における監査役制度に関する考察

である。

* 本研究は、JSPS科研費24530108の助成を受けたものである。